

松阪市消防団の安全管理ガイドライン



松阪市消防団



松阪市消防団事務局
平成30年4月1日

目 次

I 安全管理の基本

II 安全管理の着眼点

- (1) 火災現場における安全管理の着眼点
- (2) 救助・救護活動現場における安全管理の着眼点
- (3) 水防活動現場における安全管理の着眼点
- (4) 震災消防活動現場における安全管理の着眼点
- (5) 武力攻撃災害等活動現場における安全管理の着眼点
- (6) 訓練・演習時の安全管理の着眼点

※本ガイドラインは、松阪市消防団員がより安全に活動できるよう、災害現場での基本的な安全管理の着眼点を示したものです。各種教育訓練等をとおり、安全管理意識の醸成を図ってください。

(1) 火災現場における安全管理の着眼点

※ 安全管理の基本

◎ 安全管理は、任務遂行を前提とする積極的対策であり、消防団員が自らの身を守ることに
よって多くの命が救われるということを認識し、次の項目を厳守し活動する。

安全管理の主体は、自己にあることを認識する。

安全を大前提とした活動を行い、常に警戒心をもって行動する。

災害状況にあった服装とする。

基本に忠実な活動を行う。

災害に遭遇した場合は、自己及び住民の安全を最優先とした活動を行い、早期に応援を求
める。

消防署隊が先着している場合は、現場最高指揮者の活動方針のもと活動する。

指揮者の指示に従い、団員相互に連携した活動を実施する。

消防団の保有する装備資器材で可能な範囲での活動とし、火炎や煙のある屋内、延焼危険
がある屋内等への進入は行わない。

自己の体力、技術を越えた活動は行わない。

(体調が悪いときは、無理をせず、必ず現場最高指揮者に報告する)

判断や行動に迷った場合は、消防署隊や他の団員の到着を待ち、組織的な活動を行う。

火災出動活動要領

(1) 参集・出動準備

① 落ち着いて参集する。

② 自転車で参集する場合は、装備を十分にしてお向かう。

③ 分団施設内の狭い場所では、他の団員、各種資器材との衝突及び接触に注意する。

④ 可搬ポンプ積載車の前の横切りは危険なので、十分注意する。

⑤ 個人装備の完全着装の徹底

(2) 出動

- ① 分団施設出入り口付近の交通状況や通行人の有無を確認して出場する。
- ② 全員で危険を予測し、声を掛け合い特に荒天時及び渋滞時は、細心の注意をはらう。
- ③ 分団長は、情報等に基づき必要事項を団員に命令するとともに、各種情報を団員に周知する。
- ④ 団員は、分団長の指示事項等を基に危険を予測して行動する。
- ⑤ 緊急通行権を過信せず、緊急走行中は窓を開放し、乗車員全員で安全を確認する。
- ⑥ 赤信号交差点の通過は停止線で確実に一旦停止し、車線ごとに安全を確認する。
- ⑦ 拡声器とサイレンを効果的に活用して安全走行を確保する。
(拡声器を使用する場合、相手車両を慌てさせる放送はしない)
- ⑧ 対向車線の走行は必要最小限とする。
- ⑨ 機関員は、誘導員の合図だけでなく自分の目で安全を確かめる。
- ⑩ 機関員は、気象状況、交通状況に応じた走行速度に配慮する。
- ⑪ 機関員は、安全なハンドル操作及びペダル操作を行い、危険を予測し事故の回避をこころ掛けた運転を行う。

(3) 水利部署から鎮火まで要領

○部署時の注意事項

- ・後着隊の支障にならないように道路の片側に寄せて部署する。
(車両1台しか通行できない狭隘な場所はこの限りではない)
- ・積載車の小型ポンプは可能な限り水平に保ち、傾斜地では、車輪止めを使用する。
- ・警戒ロープ等を活用し、通行人等との接触事故を防止する。

○吸水措置

消火栓使用時

- ① 蓋を開け、スピンドルドライバーをスピンドルヘッドに差し込む。
- ② 消火栓の蓋の開放は、腰を落とし背筋を伸ばして行い、枠の間に手足を挟まれないようにする。
- ③ スピンドルドライバーを少し開き、配管の泥等を排水させる。

- ④ スピンドルドライバーを一旦、閉鎖させる。
- ⑤ スピンドルバルブは消火栓蓋閉鎖直前まで抜かない。
- ⑥ 吸管の先端に、媒介金具を付けて消火栓に結合する。
- ⑦ 消火栓への転落防止措置として、ロープ等の展張や照明器具等の活用を図る。
- ⑧ 吸管の延長時は、通行人等との接触や吸管の跳ね返り、つまづきに注意し、消火栓の開閉前に必ず吸管との結合状態を確認する。
- ⑨ エンジンを始動する。
- ⑩ スピンドルドライバーを開く方向に全開させる。
- ⑪ 消火栓には、水圧がありますので真空を作る必要はありません。

防火水槽使用時

- ① マンホールの蓋を開ける。
- ② マンホールの蓋の開放は、腰を落とし背筋を伸ばして行い、枠の間に手足を挟まれな
いようにする。
- ③ 防火水槽への転落防止措置として、ロープ等の展張や照明器具等の活用を図る。
- ④ 吸管の延長時は、吸管の跳ね返り、つまづきに注意する。
- ⑤ ストレーナーを付けた吸管を入れる。（導水管がある場合は、吸管を結合する）
- ⑥ エンジンを始動し、真空を作成して吸水する。

自然水利使用時

- ① 転落危険個所では、相互に安全を確認し、確実な行動をこころ掛ける。
- ② 転落危険個所では、ロープ等により、自己確保を設定する。
- ③ 塀やフェンスを越えて吸水措置を行う場合は、塀の強度、降下地点の安全を確認する。
- ④ 池等への転落防止措置として、ロープ等の展張や照明器具等の活用を図る。
- ⑤ 吸管の延長時は、吸管の跳ね返り、つまづきに注意する。
- ⑥ ストレーナーを付けた吸管を入れる。（導水管がある場合は、吸管を結合する）
- ⑦ エンジンを始動し、真空を作成して吸水する。

○ホース延長

- ① 転倒やつまづき等に注意する。
- ② ホースを道路横断させる場合は、複数の団員で行い、そのうち1名は周囲の安全を監視する。
- ③ 列車の軌道敷地内（線路上）へは絶対にホース延長はしない。
- ④ 塀、フェンス等を乗り越えてホースを延長する場合は、塀等の強度、降下地点の安全を確認する。
- ⑤ 見通しの悪い場所、道路が交差する場所をホース延長する場合は、一般車両、通行人等に声で注意を呼びかける。
- ⑥ ホース延長は、余裕ホースを十分にとる。
- ⑦ ホースの屈曲を直す場合は、ホースの跳ね上がり、屈曲部への指の挟まれに注意する。
- ⑧ 極度な高圧放水を避けるため、ホースの本数と放水位置を機関員に連絡し連携を図る。
- ⑨ 水利部署位置周辺は、消火栓への転落、消火栓蓋等との接触、吸管等へのつまづきなど、潜在危険があることから常に注意を払う。
- ⑩ 夜間は、投光器などにより周囲を照射し、活動しやすい環境を確保する。
- ⑪ 機関員は、放口へホースを結合する際は、余裕ホースを十分にとり、結合状況を確認するとともに、通行人等の転倒防止を図るため、延長後のホースラインを確認する。

○送水

- ① 筒先保持者と機関員との連携を図り活動する。
- ② 機関員は、放口コックの急激な操作をせず、送水圧力を適宜確認する。
- ③ 分岐金具を使用する場合は、その閉鎖状態を確認する。
- ④ ホース延長後における筒先保持者は、いつ送水されてもいいように確保態勢をしっかりとる。
- ⑤ 予備送水は、筒先保持者の状況が確認できる範囲までとし、いつでも停止できる状態で送水する。
- ⑥ 送水中、機関員は常に連成計、圧力計を注視し目を離さない。

○活動指揮、破壊活動等

情報収集及び活動指揮

- ① 分団長は、災害状況の把握に努め危険情報は、現場最高指揮者に報告するとともに、周囲の者にも周知徹底する。(三大危険情報(人命危険、活動危険、延焼危険))
- ② 団員は、危険情報を入手確認した場合は、直ちに周囲の者に知らせるとともに現場最高指揮者へ報告する。
- ③ 現場最高指揮者の統制下での活動とし、単独行動は行ってはいけない。

○投光器等操作

- ① コードの結合は、離脱することのないように確実に行う。
- ② 発電機を置く位置は換気を考慮した場所とし、つまづき等の障害とならない場所とする。
- ③ 感電危険があることから水漏れ時の操作には十分注意する。
- ④ コードは無理に引っ張らないようにする。

○破壊

- ① 万能ハンマー、とび口等を使用する場合は、周囲の安全を確認する。
- ② ガラスを破壊する場合は、とび口等で行い、上部から徐々に破壊するとともに、窓枠のガラス片は完全に除去する。
- ③ トタン板を剥離する場合は、必ずケプラー手袋を着用し、指及び顔面の切創等に注意する。

(4) 消火活動

- ① 消防隊到着前は、自己の安全を確保し二次災害に留意した活動を実施する。
- ② 屋外からの注水が原則である。
- ③ 建物火災は延焼状況が急変する可能性もあることから、屋内進入しての活動は行わない。

(ただし、現場最高指揮者の命令に基づく、消防署隊と連携した鎮圧後の残火処理や水損防止活動等は可能)

- ④ 必ず2人以上で筒先を確保する。
- ⑤ 急激なノズルの解放は、反動力による転倒等の受傷につながるので、徐々に開放する。
危険兆候が現れた場合は、安全な位置まで退避するとともに、現場最高指揮者に報告し、危険情報の迅速な共有化を図る。
- ⑥ ストレート注水で、圧力が高いと感じた場合は、噴霧注水に切り替え、機関員に圧力を下げるよう指示する。
- ⑦ 注水開始時及び火炎に接近して放水する場合は、濃煙、熱気の吹き返し等があるため、正面からの注水を避ける。
- ⑧ 倒壊及び落下物の危険があることから、パラペットや看板の軒下及び窓真下の通行は避ける。
- ⑨ ガスや危険性物品、電気、鉄道等に係る火災の場合は、二次災害の危険が大きいため、必ず消防署隊の指揮統制下で活動する。
- ⑩ 消防署隊が設定した立ち入り禁止標示テープ(消防警戒区域)への関係者以外の立ち入り、通行の規制をする。

(5) 残火処理

- ① あらかじめ担当する部分を定めて、高所から低所へ、周囲から中央部に範囲を縮小していく。
- ② 軒裏、屋根等の残り火、煙の有無を確認する。
- ③ 壁の間は、手で触り熱を確認する。
- ④ 注水は原則として拡散注水、噴霧注水とし、圧力は低くする。
- ⑤ 天井裏、床下、屋根裏等、火の潜在の恐れのある所は、部分的に破壊を行うなど、重点的に消火する。
- ⑥ 過剰な注水を避け、水損を防止する。
- ⑦ 布団、衣類等は、屋外へ搬出して注水する。
- ⑧ 開口部は全て開放し、排煙及び排熱をする。
- ⑨ 疲労等により注意力が散漫になることから、団員相互に声を掛け合い、気の緩みを防止する。

- ⑩ 指揮者は、残火処理に適正なノズル圧力となるよう機関員に指示する。
- ⑪ 釘等鋭利なものによる踏み抜きに注意する。
- ⑫ 焼け落ちた電線及び電気コードは感電の恐れがあるので触れない。
- ⑬ 粉塵が発生し、又は発生が予想される場合は、防塵マスクを着装する。
- ⑭ 長時間の活動による集中力の低下を防止するため、適宜団員の交替を行い、休憩にも配慮する。

(6) 活動終了（撤収）

- ① 最後まで団員相互の連携・確認呼称を行い、気を緩めないようにする。
- ② 資器材の点検・確認を実施する。
- ③ 付近住民との接触やホースのつまづきに注意する。
- ④ 指揮者は、団員の受傷の有無を確認する。
- ⑤ 車両等の誘導は、他の車両等の動向に配慮して誘導する。
- ⑥ 現場引き揚げ前に再度、各種資器材の収納状況を確認する。

(7) 共通

- ① 活動中であっても、水分補給に配慮する。
- ② 体調が悪いときは、無理をせず、必ず現場最高指揮者に報告する。

○常備消防到着前活動要領

- ① 松阪消防指令課等に報告をする。
- ② 消防署隊到着前は、自己の安全を確保し二次災害に留意した活動を実施する。
- ③ 屋外からの注水が原則である。
- ④ 建物火災は延焼状況が急変する可能性もあることから、屋内進入しての活動は行わない。

(ただし、現場最高指揮者の命令に基づく、消防署隊と連携した鎮圧後の残火処理や水損防止活動等は可能)

- ⑤ 危険兆候が現れた場合は、安全な位置まで退避するとともに、現場最高指揮者に報告し、危険情報の迅速な共有化を図る。
- ⑥ 必ず2人以上で筒先を確保する。
- ⑦ 急激なノズルの解放は、反動力による転倒等の受傷につながるので、徐々に開放する。
- ⑧ ストレート注水で、圧力が高いと感じた場合は、噴霧注水に切り替え、機関員に圧力を下げるよう指示する。
- ⑨ 注水開始時及び火炎に接近して放水する場合は、濃煙、熱気の吹き返し等があるため、正面からの注水を避ける。
- ⑩ 落下物の危険があることから、軒下及び窓の真下の通行は避ける。
- ⑪ ガスや危険性物品、電気、鉄道等に係る火災の場合は、二次災害の危険が大きいため、必ず消防署隊の指揮統制下で活動する。
- ⑫ 禁止標示テープ(消防警戒区域)を活用して関係者以外の立ち入り、通行の規制をする。

○常備消防到着後活動要領

- ① 現場最高指揮者に現場到着の報告を行う。
- ② 消防署現場指揮本部付近に消防団現場指揮本部を設置する。

消防団現場指揮本部運営内容

- ・ 出動した分団員を把握する。
- ・ 分団活動状況の把握及び方面団長に対し報告する。
- ・ 消防署現場指揮本部、消防団現場指揮本部からの指示命令の伝達、連絡調整をする。
- ・ 消防署現場指揮本部の運営を支援する。

③ 情報収集活動

- ・ 各消防団員が持つ地域住民に関する情報を積極的に活用して、効果的な情報収集を行い、主に次の情報について収集し、情報提供者については、消防署現場指揮本部等引継ぎ、収集した情報を報告する。

◎逃げ遅れた者はいるか。

◎けが人はいるか。

◎何が燃えているか。

◎危険物などはあるのか、どれくらいあるのか。

④ 活動内容

現場最高指揮者からの指揮命令によって活動する。

- 関係者以外の立ち入り、通行の規制活動
- 夜間においては、投光器等設置作業
- 鎮火前に放水準備作業（消防署隊引継ぎ）
- 再燃警戒活動
- その他消防活動に必要とする作業

(2) 救助・救護活動現場における安全管理の着眼点

1 基本的留意事項

- ① 消防隊到着前は、自己の安全を確保し、二次災害に留意した活動を実施する。
- ② 状況が不明確の場合は、消防団単独で活動せず、消防署隊の到着を待ち、情報収集など可能な範囲での活動を実施する。
- ③ 消防隊到着後は、現場最高指揮者の指揮命令に基づき活動を行う。
- ④ 現場最高指揮者の統制下での活動とし、現場最高指揮者が掌握していない単独行動は行ってはならない。
- ⑤ 災害のみに気をとられることなく、周囲の状況の把握に努める。
- ⑥ 活動内容に応じた装備品を着装する。
- ⑦ 出血のある傷者を扱う場合は、肌の露出を避け、確実に救急用のゴム手袋やマスクを着装するとともに、血液が飛散するような場合は、防塵メガネを着装し、血液暴露による感染防止を図る。
- ⑧ 長時間活動の場合は、疲労を回復するため、交替で休憩する。
- ⑨ 活動中であっても、水分補給に留意する。

(3) 水防活動現場における安全管理の着眼点

1 共通

- ① 現場最高指揮者の指揮命令に基づき活動を実施する。
- ② 現場最高指揮者の命令事項を厳守するとともに、退避方法を確認しておく。
- ③ 現場最高指揮者の統制下での活動とし、現場最高指揮者が把握していない単独行動は行ってはならない。
- ④ 危険要因発見時は、現場最高指揮者に報告するとともに、周囲の者に大きな声で周知する。
- ⑤ 降雨時は、視界が悪くなるとともに注意力が落ちることから、団員相互に注意喚起し活動する。
- ⑥ 河川等の水際での活動(水防、監視警戒活動)には、必ず救命胴衣を着装する。
- ⑦ 長時間の活動となることから、活動中の水分補給に配慮する。
- ⑧ 夜間の活動は、安全確保のため投光器等を活用する。

2 監視警戒

- ① 破堤等、事態の急変に備え、常に退路確保を念頭に活動する。
- ② 情報収集活動は、複数の団員で実施する。
- ③ 法面は、滑りやすく、突風による転落等の危険もあるので、十分注意し行動する。

3 水防工法

- ① 状況の急変に備え、常に退路を確保しておく。
- ② 活動に際しては、他の団員と十分な安全距離を確保する。
- ③ 杭打ちや木材を担ぐ等複数で行う作業は、指揮者の指示、号令に合わせて行う。
- ④ スコップ、つるはし、かけや等の資器材を取り扱う場合は、事前に結合部や柄等の緩み、亀裂を点検する。
- ⑤ 可搬ポンプ積載車等により資器材を搬送する場合は、ロープ等で確実に固定し、強風等による落下防止措置を行う。

- ⑥ 土のう等の重量物の持ち上げは、背筋を伸ばし、膝の屈伸を活用した姿勢で行う。
- ⑦ 破堤の前兆現象を発見した場合は、方面指揮本部等に報告するとともに、周囲の者に大きな声で周知する。

※破堤の前兆現象

- ・ 洗掘箇所が特に濁ったり堤防に亀裂が生じたとき。
- ・ 法(のり)の崩れが天ばまで達しているとき。
- ・ 漏水の量が多く濁っているとき。

4 崖崩れ現場

- ① 二次崩壊の発生危険があることから、むやみに近づかず、現場最高指揮者の指揮命令に基づき活動を実施する。
- ② 二次崩壊発生時の退避は、横方向への退避が原則である。
縦方向への退避は、崩壊に巻き込まれる危険性がある。
- ③ 次の現象が現れたら、二次崩壊発生のおそれがあるので、周囲の者へ迅速に周知し、退避する。

※崖崩れの前兆現象

- ・ 通常、湧き水がない崖の途中から湧き水が噴き出し、または、山肌からの湧き水が急激に増減し、しかもその水が濁っている。特に湧き水がとまったとき。
- ・ 降水量に変化はないが、溪流の水が急激に増減したとき。特に急減したとき。
- ・ 崖や山肌の岩石が崩れ落ちるとき。
- ・ 崖上に亀裂、水溜まりが生じたとき。
- ・ 崖の斜面に亀裂が生じたとき。
- ・ 家のきしむ音、木の根の切れる音、地鳴りがするとき。
- ・ 付近の井戸水が急激に濁ったり、水位が増減したとき。

5 浸水地内活動

- ① 救命胴衣を必ず着装する。
- ② 腰までの深さを活動範囲の限界とし、現場最高指揮者の指揮命令に基づき活動する。
- ③ 水深の浅い場所であっても、急激に増水することがあることを念頭に置き活動する。
(水深 1mで人の命は奪われる)
- ④ 危険物等が流出することもあるので、水の色の変化、臭気などに留意して活動し、異常な状態の水域には近づいてはならない。又、水流のある状況下での活動は行わない。
- ⑤ マンホール等への転落に注意する。(長めの棒等を用い、順次足場を探りながら進む)
- ⑥ 可搬ポンプ積載車の運行時は、原則として浸水地等は迂回するものとし、やむを得ず浸水地を走行する場合は、水深、流速、道路事情等の条件を考慮して運行する。
(道路の中央よりを通行し、走行可能浸水はタイヤのサイドウォール部の高さ(タイヤの接地面からリムのビート部までの高さ)までとする。)

(4) 震災消防活動現場における安全管理の着眼点

1 地震時の行動

- ① 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けたときは、身の安全を最優先に行動する。
- ② 丈夫なテーブルの下や、物が「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見る。

2 地震直後の活動

- ① 火気を使用しているときは、揺れがおさまってから、慌てずに火の始末を行う。
- ② 出火した場合は、落ち着いて消火器等により消火する。
- ③ 屋内で転倒・落下した家具類やガラス片に注意するとともに、瓦等が落下してくる可能性があるので注意する。
- ④ 揺れがおさまった時に、避難ができるように出口を確保しておく。
- ⑤ 屋外で揺れを感じた場合は、ブロック塀などには近寄らないようにする。
- ⑥ ラジオやテレビ、情報端末等で正しい情報を収集する。

- ⑦ 自分の家や家族の安全を確認後、近隣の安否を確認する。
- ⑧ 家族等に対し必要な指示を行い、参集を開始する。
(避難が必要な時は、ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉める)

3 参集途上

火災等の災害に遭遇した場合は、住民及び自己の安全確保を最優先とし、近隣住民に協力を求め、避難誘導、初期消火等、必要な措置を実施し、方面指揮本部等に報告する。

4 参集時

- ① 分団施設の被害状況を確認する。
- ② 参集した団員のけが等の状況、人員の確認を行い方面指揮本部等に報告する。
- ③ 方面指揮本部及び地区・分団指揮所施設では、非常用発電機があれば、試験を行い、停電に備える。

5 消防団単独による災害対応

- ① 現場最高指揮者の統制下で、常に団員相互の連携を密に活動し、現場最高指揮者が掌握していない単独行動は行ってはならない。
- ② 道路陥没、工作物の倒壊等による走行支障箇所又は支障が予測される場所は、通行に十分注意する。
- ③ 消防団単独での対応が困難な場合は、早期に方面指揮本部等に応援を要請し、可能な範囲での活動を実施する。
- ④ 活動中も、倒壊、落下物に常に注意し、必要により監視員を配置する。
- ⑤ 火災の状況、風向き、風速等に留意し、常に退路を確保しておく。
- ⑥ 余震が発生した場合は、活動を一時中断し、安全な場所に退避する。
- ⑦ 指揮者は、活動について具体的に指示を行い、注意喚起する。
- ⑧ 団員相互に声を掛け合い、気力を保持する。
- ⑨ 相互に疲労状況の観察をし、無理な活動を避ける。

- ⑩ 休息は、休息時間を指定し、複数の人員で順次休息する。
- ⑪ 団員を順次休息させることができない場合は、早期に方面指揮本部等に応援の要請等を行う。
- ⑫ 突発的な体調の変化にも対応できるよう、休息時においても努めて単独行動をしない。
- ⑬ 夜間の活動は危険が増大することから、災害現場の状況や団員の疲労度等を勘案し、消防署隊と協議し判断する。

(5) 武力攻撃災害等活動現場における安全管理の着眼点

1 基本的留意事項

- ① 消防署隊が現場到着するまでは絶対に災害現場に近づかず、消防署隊到着後、現場最高指揮者の指揮命令に基づき、安全な区域で消防署隊の後方支援活動等を行う。
- ② 現場最高指揮者が把握していない単独行動は厳禁。

(6) 訓練・演習時の安全管理の着眼点

1 基本的留意事項

- ① 十分な準備運動を実施する。
- ② 個人装備の完全着装を相互に確認する。
- ③ 基本に忠実な活動を行う。
- ④ 各種資機材等の機能確認を行う。
- ⑤ 路上における訓練時は、通行人等の安全に配慮する。(監視人を付ける)
- ⑥ 夜間の訓練は、投光器等により周囲を照射する。
- ⑦ 暑くなる時期に備え、身体を慣らすように心掛ける。
- ⑧ 訓練中の水分補給に配慮する。